

国	東京都	年代	羽村市	
		平成24 (2012年)	<p>3月 「第二次羽村市子ども読書活動推進計画」の策定 子どもが自主的に読書活動を行う環境を整えるため、家庭、地域、学校、図書館それぞれにおいて、子どもの読書活動を推進するための課題を明らかにし、市と市民、関係機関が連携して取り組む諸方策を示しています。 (計画期間：平成24年度～平成28年度)</p> <p>4月 羽村市教育委員会「教育部」を「生涯学習部」に改称 生涯学習基本計画を策定し、市全体で生涯学習施策を推進していくことを明確にするため、教育委員会の「教育部」を「生涯学習部」に改称しました。</p> <p>4月 小中一貫教育を完全実施 羽村市における小中一貫教育は平成23年度に施設隣接型の羽村第三中学校区で先行実施していましたが、平成24年度からは、施設分離型の羽村第一中学校区と羽村第二中学校区で実施され、市内全中学校区で小中一貫教育が始まりました。</p>	
<p>1月 中央教育審議会生涯学習分科会「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」</p> <p>社会教育行政の今後の推進の在り方について、「今後、社会教育行政は、社会のあらゆる場で地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を一層果たしていくことが必要。このため、今こそ、従来の『自前主義』から脱却し、首長部局・大学等・民間団体・企業等とも自ら積極的に効果的な連携を仕掛け、地域住民も一体となって協働して取組を進めていく、ネットワーク型行政の推進を通じた社会教育行政の再構築を行っていくことが必要」と示されました。</p>				
	<p>4月 東京都教育ビジョン（第3次）の策定</p> <p>平成25（2013）年4月、東京都は「東京都教育ビジョン（第3次）」を策定しました。東京都教育ビジョン（第3次）は、東京都の教育振興基本計画として位置付けられています。「社会全体で子供の『知』『徳』『体』を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培う」ことを基本理念とし、平成25年度からの5年間を中心に、東京都が今後中・長期的に取り組むべき教育の基本的な方向性と主要施策を示しました。</p>		平成25 (2013)年	<p>3月 羽村市特別支援教育推進委員会報告書「多様なニーズに応じた羽村市の特別支援教育」取りまとめ 羽村市の特別支援教育の方針や計画について検討し、事業を推進するため、羽村市特別支援教育推進委員会を設置し、特別支援教育の基本的な在り方や特別支援教育の方針、計画について報告書にまとめました。</p> <p>4月 『羽村市史』編さん事業を開始 市のあゆみを記録として残し、市の歴史を市民と共有することで、市民の郷土羽村に対する理解と愛着を深め、先人が築き発展させてきた思いと歴史を次代に継承し、貴重な遺産を新たな「はむら」の創造につなげていくことを目的として『羽村市史』を編さんすることとし、教育委員会に担当を設けました。平成26（2014）年4月、担当を市長部局に移しました。</p> <p>5月 天皇皇后両陛下御行幸啓 5月31日午後、天皇皇后両陛下が武蔵野陵ご参拝の帰路、羽村市郷土博物館を御行幸啓されました。</p>
<p>6月 第2期教育振興基本計画の策定</p> <p>今後の社会の方向性として「『自立』『協働』『創造』の実現に向けた生涯学習社会の構築」を掲げ、「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を教育行政の4つの基本的方向性として位置付けました。</p>				
	<p>9月 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定</p> <p>2020年オリンピック・パラリンピック競技大会を東京で開催することが決定しました。教育の分野においても、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、障害者スポーツの振興や芸術文化教育・ボランティア教育の充実、国際理解教育や外国人の児童・生徒への適切な対応などが求められています。</p>			<p>9月 第68回国民体育大会の開催</p> <p>第68回国民体育大会は、本大会としては54年ぶりに東京都で開催されました。今大会は多摩、島しょ地域を中心に都内全域で開催され、羽村市では羽村市スポーツセンターを会場に9月29日から10月2日にかけてバレーボール競技（成年女子）が実施され、熱戦が繰り広げられました。</p>

国	東京都	年代	羽村市	
		平成27 (2015) 年	<p>1月 「羽村市小中一貫教育基本計画」の改定</p> <p>平成21年度に策定した羽村市小中一貫教育基本計画について、計画期間が経過したため改定を行い、義務教育9年間の継続した指導体制づくりを進めました。改定した「羽村市小中一貫教育基本計画」は第2次計画として位置付けています。 (計画期間：平成27年度～平成31年度)</p>	
			<p>3月 「羽村市スポーツ推進計画」の策定</p> <p>「スポーツを通じた健康づくり まちづくり」を基本理念に、スポーツによる健康の保持増進、体力の向上及び、スポーツ活動における市民相互のふれあいによるまちづくりを実現するための基本目標や具体的な施策を示しました。 (計画期間：平成27年度～令和3年度)</p>	
			<p>3月 「羽村市子ども・子育て支援事業計画」の策定</p> <p>「子育てや子どもの育ちを あたたく支えるまち はむら」を基本理念として、羽村市次世代育成支援行動計画の取組状況等を踏まえた上で、「子どものための教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を円滑に実施し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して策定しました。 (計画期間：平成27年度～平成31年度)</p>	
			<p>3月 「羽村市健康増進計画「健康はむら21（第二次）」を策定</p> <p>市では、平成17（2005）年3月に「健康はむら21」を策定しました。メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防など新たな分野への対策が生じたことから、前計画の理念を継承し、「すべての市民が生涯にわたり健康で明るく元気で生活できる地域社会」の実現を目指し、さらなる市民の健康づくりを支援するために改訂しました。 (計画期間：平成27年度～令和6年度)</p>	
<p>4月 地方教育行政制度の改革</p> <p>教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が行われました。 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、「総合教育会議」の設置、教育に関する「大綱」を首長が策定することなどが定められました。</p>				
<p>9月 持続可能な開発目標（SDGs）の採択</p> <p>2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際目標。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すため、2030年を年限とする17の目標が定められています。「普遍性」「包摂性」「参画型」「統合性」「透明性」という特徴が挙げられています。 日本においても、行政機関、企業、関係団体等で様々な取組みが行われています。</p>				
	<p>11月 東京都教育施策大綱の策定</p> <p>知事が「東京都教育施策大綱～『世界一の都市・東京』で活躍する子供たちのために～」を策定し、東京都長期ビジョンで掲げる10年後の東京で活躍する子供たち、さらには、その先の2040年代の社会を支える子供たちを育成するため、特に重要で優先的に取り組むべき7つの重点事項を示しました。</p>			
<p>12月 中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」</p> <p>この答申では、今後の地域における学校との協働体制の在り方について、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進すること、そのために従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤に、新たな体制として「地域学校協働本部」を全国に整備すること等が提言されています。また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割の明確化や、設置の努力義務化など、一層の推進を図るための、制度面・運用面の改善とあわせ、財政的支援を含めた条件整備等の方策を総合的に講じること等が提言されています。</p>				

国	東京都	年代	羽村市
	<p>2月 東京都生涯学習審議会建議「今後の教育環境の変化に対応した地域教育の推進方策についてー地域教育プラットフォーム構想の新たな展開ー」</p>	平成28 (2016) 年	
	<p>この建議では、「学校と地域の連携」や「チーム学校」等教育改革の動向を踏まえ、企業・NPO等の広域的な社会資源のネットワークを通じた今後の教育支援方策が提言されました。今後東京都が進めるべき「地域教育」推進の在り方として、小中学校区レベルで、学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みづくりを推進することなどを挙げています。また、教育環境の変化に対応した地域教育プラットフォーム構想の新たな展開について、地域教育推進ネットワーク東京都協議会が取り組むべきことは、「地域・社会の教育力の向上」「社会的自立を促す教育」「不登校・中途退学対策」の3点であるとしています。</p>		<p>3月 「羽村市産業振興計画」を策定</p> <p>市では、これまで工業・商業・農業・観光の各分野で、それぞれの計画を策定していましたが、本計画は、これらの計画を新たな産業振興計画として一体的な計画に体系付けたものです。それぞれの方向性を示し、各産業分野において活性化に向けた各種施策を推進するとともに、各産業分野が横断的に連携することによって、相乗的に市内産業全体が発展することを目指します。生涯学習との関連においては、就業支援の充実、市内産業等に関する学習機会の充実、農業に関する体験学習機会の充実を図っていきます。 (計画期間：平成28年度～令和3年度)</p>
			<p>3月 市民や団体等が学んだ成果を地域や社会に還元できる仕組みの構築について (社会教育委員の会議提言)</p> <p>市が「循環型の生涯学習」の実現を目指す上で重要となる、「還元できる仕組み」を構築するために求められるものについて社会教育委員の会議より提言がなされました。「コーディネーターの設置」、「市民と社会教育施設との協働の発展」、「学習機会の提供の充実」の3つの主要項目を挙げ、社会教育委員が感じる現状と課題及びそれに対する必要な施策が述べられています。</p>
<p>4月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法) の施行</p>	<p>4月 東京都教育ビジョン (第3次・一部改定) の策定</p>		
<p>平成26 (2014) 年1月に批准した、障害者の生涯学習の確保が規定されている「障害者の権利に関する条約」を受けて、障害者の不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求める法律が施行されました。学校教育・社会教育、スポーツ、文化などの生涯学習についても合理的配慮が求められています。</p>	<p>「東京都教育ビジョン (第3次)」の一部を改定し、「東京都教育施策大綱」の策定、東京2020大会の開催決定、学習指導要領改訂に向けた国の教育改革の動向等を踏まえ、今後、中・長期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を示しました。</p>		
<p>5月 中央教育審議会答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」</p>			<p>5月 「羽村市における東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関する取組基本方針」の策定</p>
<p>答申の第二部で、国民一人一人の生涯を通じた学習を支援することにより、国民の「学ぶ意欲」を支えることが重要であるとし、具体的には、多様な学習機会と再チャレンジ可能な環境の整備等のための基盤となる生涯学習プラットフォームの形成などが提言されています。また、社会全体の教育力の向上のための学校・家庭・地域の連携のための仕組みづくりとして、身近な地域における家庭教育支援や、学校支援の仕組み・放課後の居場所づくり、社会教育施設等のネットワーク化などが提言されています。</p>			<p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、「連携・協力による大会気運の醸成」「市民スポーツの振興及びスポーツを通じた健康づくりの推進」「まちの魅力の発信及び産業の活性化」「文化芸術の振興及びグローバル人材の育成」「来訪者にもやさしいまちづくりの推進」を柱とした取組基本方針を定めました。</p>
	<p>1月 東京都教育施策大綱の策定</p> <p>東京都知事が教育委員会と議論を重ね、「東京都教育施策大綱～東京の輝く未来を創造する教育の実現に向けて～」を策定し、東京の将来像とそれに伴う目指すべき子供たちの姿を掲げ、その実現に向けて特に優先的に取り組むべき8事項を提示しました。</p>	平成29 (2017) 年	
			<p>2月 「第五次羽村市長期総合計画後期基本計画」を策定</p> <p>「自立と連携」を基本理念とし、羽村市が目指す将来像を「ひとが輝き みんなでつくる 安心と活力のまち はむら」とした第五次羽村市長期総合計画の後期基本計画として策定しました。計画期間のまちづくりにおいて、さまざまな場面で羽村市が輝く自治体となり、市に暮らし・活動する人が輝いていくためのプロジェクトとして、7つのテーマからなる「はむら 輝き プロジェクト」を定め、組織横断の取組みを積極的に推進していくとしています。 (計画期間：平成29年度～令和3年度)</p>

国	東京都	年代	羽村市
<p>3月 小・中学校学習指導要領の改訂（平成29（2017）年3月） 高等学校学習指導要領の改訂（平成30（2018）年3月）</p> <p>よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領が改定されました。 新しい教育課程は、「主体的・対話的で深い学び」（アクティブラーニング）の視点からの授業改善、カリキュラム・マネジメントの推進、小学校外国語科の新設などが盛り込まれ、小学校では令和2（2020）年、中学校では令和3（2021）、高等学校では令和4（2022）年から、それぞれ実施されています。</p> <p>4月 地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正</p> <p>平成27（2015）年12月の中央教育審議会答申を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、各教育委員会に対して、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである「学校運営協議会」の設置が努力義務化されました。また、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法が改正され、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備されました。</p> <p>4月 「特別支援教育の生涯学習化に向けて」の発出</p> <p>平成29（2017）年4月7日、障害のある方々が、特別支援学校卒業においても、生涯を通じて教育・文化・スポーツなどの様々な機会に親しみ、学び、交流できるよう支援していく姿勢を示すため、文部科学大臣メッセージとして、「特別支援教育の生涯学習化に向けて」が発出されました。</p>		平成29（2017）年	<p>3月 羽村市教育大綱の策定</p> <p>平成27（2015）年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、地方公共団体の長は、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めることとなりました。 市では、羽村市総合教育会議において、市長と教育委員会が協議を重ね、羽村市生涯学習基本計画後期基本計画を羽村市教育大綱と位置付けることとしました。</p> <p>3月 「第三次羽村市子ども読書活動推進計画」の策定</p> <p>子どもの読書活動をさらに進めるべく、「第三次羽村市子ども読書活動推進計画」を策定しました。 子どもたちが自主的・自発的に読書活動を行うことができるよう、市が今まで行ってきた子どもの読書活動の推進に関する施策をさらに充実し、市と市民、関係機関が密に連携して取り組む方策を示しています。 （計画期間：平成29年度～令和3年度）</p>
<p>6月 第3期教育振興基本計画の策定</p> <p>国の「第3期教育振興基本計画」（平成30～令和4年度）は、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」「協働」「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、人生100年時代や、超スマート社会（Society5.0）の到来といった、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すものです。 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組むとし、今後の教育政策に関する基本的な方針として、「1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」「3 生涯学び、活躍できる環境を整える」「4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」「5 教育政策推進のための基盤を整備する」の5つが示されました。</p> <p>12月 中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」</p> <p>地域における社会教育の意義や果たすべき役割について検討し、「『社会教育』を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」が重要であるとしています。その上で、新たな社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育の実現」が提示され、具体的方策として、「住民の主体的な参加のためのきっかけづくり」「ネットワーク型行政の実質化」「地域の学びと活動を活性化する人材の活躍」が示されました。また、今後の社会教育施設に求められる役割を施設種別ごとに整理し、公立社会教育施設の所管に関する考え方を取りまとめました。</p>			平成30（2018）年
	<p>2月 東京都生涯学習審議会建議「『地域と学校の協働』を推進する方策について」</p> <p>「地域教育」の必要性（持続可能な地域コミュニティづくり、元気高齢者の社会参加）を提示するとともに、地域コミュニティづくりの拠点としての学校の機能に着目し、その機能向上に関する考え方、都立高校等における「地域学校協働」推進の意義及び今後の取組の考え方を整理しています。また、学校敷地内に元気高齢者をはじめとした地域交流拠点の設置（コミュニティハウス）、不登校等の課題を抱える都立高校生への学びのセーフティネットづくり（生徒が安心して、生活や進路について相談できる「居場所」を学校外に設置）を提案しています。</p>	平成31（2019）年	

国	東京都	年代	羽村市
<p>3月 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告「障害者の生涯学習の推進方策について」</p> <p>平成29（2017）年4月7日の文部科学大臣メッセージを受けて有識者会議が設置され、約1年間をかけて、障害者の権利に関する条約に明記されている「生涯学習の確保」に向けた検討が行われ、誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指す方策が示されました。</p> <p>文部科学省では、この報告を受け、令和元（2019）年7月、「障害者の生涯学習の推進方策について」を发出し、文部科学省における障害者の学びに関する当面の強化策を示すとともに、都道府県・市町村に対しても「期待される取組」を示し、障害者の生涯学習の推進に向けて協力依頼を行いました。</p>	<p>3月 東京都教育ビジョン（第4次）の策定</p> <p>「東京都教育ビジョン（第4次）」は、平成31年度から令和5年度までの5年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基本計画」（教育基本法第17条第2項）として策定したものです。</p> <p>12の「基本的な方針」を設定し、支える教育と伸ばす教育、都立高校改革、働き方改革等を新たに位置付けるとともに、30の「今後5か年の施策展開の方向性」を設定し、今後の事務事業の推進につながる「主な施策展開」を示しました。</p> <p>12月 「未来の東京」戦略ビジョンの策定</p> <p>目指す2040年代の東京の姿として20の「ビジョン」と2030年に向けた20の「戦略」を提示し、政策面からの視点である3C（「地域=Community」「子ども=Children」「長寿=Choju」）を、戦略の核に据えた長期戦略を策定しました。「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」が進化し、「成長」と「成熟」が両立した未来の東京を実現していくとしています。</p>	<p>平成31・令和元（2019）年</p>	
<p>2月 首相が全国すべての小中高校に臨時休校要請</p> <p>政府の対策本部で安倍首相が発言し、3月2日から全国すべての小学校、中学校、高校などは春休みに入るまで臨時休校とするよう要請する考えを示しました。</p>			<p>2月 「第3次羽村市小中一貫教育基本計画～子どもたちの『生きる力』を育むために～」策定</p> <p>『生きる力を育むために』の考えを基本として、4つの目標に向かって、小中一貫教育への取組を推進することにより“生きる力”を育んでいきます。</p> <p>基本目標1 豊かな心の育成 基本目標2 確かな学力の育成 基本目標3 個性の伸長と資質・能力の向上 基本目標4 家庭・地域・学校が築く教育の推進 （計画期間：令和2年度～令和6年度）</p>
<p>4月 全都道府県に対し緊急事態宣言発令</p> <p>4月7日、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県に対し緊急事態宣言が発令されました。その後、7都府県以外にも感染が広がっていることから「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大されました。全国すべての緊急事態宣言が解除されたのは5月25日。</p>	<p>3月 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催延期決定</p> <p>新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、2020年7月から9月にかけて予定されていた、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、翌年度への延期が決定されました。</p>	<p>令和2（2020）年</p>	<p>3月 「第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画」策定</p> <p>第1期計画期間中の実績や、幼児教育・保育の無償化等の社会情勢の変化を踏まえるとともに、必要な見直しを加えて策定しました。</p> <p>本計画の策定にあたっては、国が市町村に策定の努力義務を課している子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画の内容を包含するものとしています。 （計画期間：令和2年度～令和6年度）</p> <p>3月 人生100年時代における新しい地域づくりを進めるための社会教育について（社会教育委員の会議提言）</p> <p>羽村市社会教育委員の会議より、提言「人生100年時代における新しい地域づくりを進めるための社会教育について」の提出がありました。</p> <p>提言では、人生100年時代の到来により、長い人生を豊かに過ごすための「学び」が自己完結するものではなく、学びを通じた多くの人とのつながりがさまざまな地域の課題に対応できる力を生み出すと考え、「社会教育」を中心とした①人づくり（自己実現・成長）、②つながりづくり（市民同士のつながり）、③地域づくり（市民の主体的参画による地域課題解決）の3点に整理して検討し、現状と課題を分析したうえで今後取り組むべき方策について述べています。</p>
<p>9月 中央教育審議会生涯学習分科会「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」</p> <p>第10期生涯学習分科会において、社会の変化や課題を踏まえた新しい時代の生涯学習・社会教育のあり方を議論の端緒として審議が行われ、「議論の整理」として「多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残すことのない社会の実現へ～」が取りまとめられました。大きく変化した社会状況を踏まえ、社会・個人・家庭などのそれぞれの場面においても、豊かで安心して暮らすことのできる社会を目指し、新しい技術を積極的に取り入れ、感染症や自然災害等に対して「命を守る」学びの必要性を説き、「つながり」の重要性について述べられています。</p>			